
平成18年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成18年9月6日(水)

1. 議事日程第2号

平成18年9月6日(水) 午前10時開議

- 第 1 議案質疑(議案第109号から議案第124号)
 - 第 2 決算特別委員会の設置について
 - 第 3 上程議案並びに請願、陳情の委員会付託
(議案第109号から議案第124号、陳情1件)
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑(議案第109号から議案第124号)
 - 日程第 2 決算特別委員会の設置について
 - 日程第 3 上程議案並びに請願、陳情の委員会付託
(議案第109号から議案第124号、陳情1件)
-

出席議員(18名)

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10 番	日 隈 久美男
11 番	佐 藤 健次郎	12 番	後 藤 勲
14 番	神 田 義 彦	15 番	安 達 宏 彦
16 番	片 山 博 雅	17 番	繁 田 弘 司
19 番	小 野 菊 男	20 番	横 山 富 夫

欠席議員（1 名）

13番 穴井 丈 洋

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 高 倉 益 雄 議 事 係 長 穴 井 陸 明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小 林 公 明	助 役	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	小 幡 岳 久
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建 設 課 長	合 原 正 則	農 林 課 長	佐 藤 左 俊
農林課参事兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 敬 文	商工観光課長	河 島 広太郎
水 道 課 長	麻 生 長三郎	会 計 課 長	日 隈 駿 一
人権・同和对策 室長兼隣保館長	大 蔵 喜久男	学 校 教 育 課 長	坪 井 万 里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝 原 哲 夫	社会教育課参事	宿 利 博 実
わらべの館館長	酒 井 恵一郎	行 政 係 長	村 木 賢 二

午前10時00分開議

○議 長（横山富夫君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届出が提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、13番穴井丈洋君所用のため、欠席の届出が提出されております。

ただ今の、出席議員は18名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は議案質疑となっておりますが、質疑に入る前に、平成17年度玖珠町一般会計並びに各特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算監査について、監査委員より監査結果の報告を求めます。

代表監査委員中山キミ子君。

○代表監査委員（中山キミ子君） おはようございます。監査委員の中山です。

初めにお断わりいたしますが、声帯を少々痛めましたので、大変お聞き苦しいかと思いますが、ご容赦願います。

平成17年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を、安達監査委員さんと実施しましたので、その結果について報告いたします。

最初に一般会計及び特別会計より報告いたします。

平成17年度玖珠町歳入歳出決算及び基金の運用状況を示す書類の審査意見書の1ページをお開きください。

審査について

第1 審査の対象

1. 平成17年度玖珠町一般会計歳入歳出決算
2. 平成17年度玖珠町特別会計歳入歳出決算
 - (1) 国民健康保険事業会計
 - (2) 介護保険会計
 - (3) 簡易水道会計
 - (4) 住宅新築資金等貸付事業会計
 - (5) 老人保健会計
3. 平成17年度各会計歳入歳出事項別明細書
4. 平成17年度各会計実質収支に関する調書
5. 平成17年度財産に関する調書
6. 平成17年度基金の運用状況に関する調書

第2 審査の期間

平成18年7月5日～7月24日まで

第3 審査の時間

午前9時～午後5時まで

第4 審査の場所

監査事務室及び現地

第5 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び事務報告等の関係書類により、地方自治法及び町条例等の法規に基づいて適正に執行されているか、各課ごとに期日と時間を定め関係課長、参事、係長の出席を求め収入と支出事業の説明を聞き、関係証拠書類の提出を求めて審査を行いました。歳入歳出の問題点等が発生した場合は、その都度課長と話し合い、改善等の指摘を行ってまいりました。

第6 決算書の調書並びに提出時期

決算整理事務が迅速に行われ、収入役職務代理者から町長に対する決算書の提出及び町長から監査委

員に対する決算書の送付については、法定の期限に提出されていることを確認しました。

第7 審査の内容

決算審査に当たっては、玖珠町監査委員条例及び玖珠町監査規定、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置き審査いたしました。

1. 歳入歳出決算書類は原簿と符合しているか。
2. 決算書その他の付属書類等の計数は正確であるか。
3. 調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。

以下、13項目にわたり審査いたしました。

次に3ページに移ります。

審査の結果

平成17年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては監査基準並びに重点審査1. から14. に至る事項について詳細に審査しましたが、違法な点は見受けられず、かつ、関係帳簿、証拠書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認しました。

第1表に示してあります決算額であります。一般会計で収入済額79億6,985万7,390円、支出済額76億8,462万495円、特別会計の計で収入済額57億3,236万8,179円、支出済額56億7,854万4,616円、総額で収入済額137億222万5,569円、支出済額133億6,316万5,111円。

この決算額を前年度と比較すると、一般会計では歳入決算額で4億4,297万6,000円の減で、歳出決算額の4億4,691万9,000円減少しています。

次に4ページに移ります。

決算の概況 決算の概況について説明をします。

一般会計では、先程言いましたが、歳入決算額の状況は7ページの表のとおりであります。総額が79億6,985万7,000円であります。

①町税について

町税のうち町民税は収入済額4億9,273万6,000円と前年比で535万5,000円の増額となっています。固定資産税は8億4,095万1,000円で、前年対比775万円の増額、たばこ税は1億1,785万7,000円、前年対比で737万2,000円の減となっています。

このような中であって、未収金額は3億3,310万1,000円で、前年度より1,512万3,000円の増加をみえています。この徴収には努力をされていることは伺えましたが、大口滞納者への対応など、より一層の努力と取組みをお願いいたします。

以下、ご一読ください。

特に、6ページ⑬その他で述べていますが、町有休地の有効利活用や売買等を含め財産収入の模索を念頭に置き、検討されることを望みます。

7ページには、歳入決算額の状況、8、9ページには最近3カ年の自主財源及び依存財源、平成17年度

自主・依存財源、地方交付税3カ年比較表を、10、11ページには町債発行額年度別比較表、経常一般財源、12、13ページには平成17年度税決算調書とそれぞれ示してあります。

17年度町税決算調書とそれぞれ示してあります。

次に、14ページ歳出に入ります。

冒頭に述べましたように、歳出合計は76億8,462万円であります。17ページにその内訳表が示されてあります。

次に、18ページには、経常経費充当一般財源の状況、経常収支比率の推移を表わしています。

17年度の経常収支比率は89.4%となっており、16年度より0.6ポイント上昇しています。一層の経常経費の抑制に努力をお願いします。

19、20ページには性質別歳出の状況、性質別歳出の図表を示しております。

次に、21ページ2の特別会計に入ります。

(1) 国民健康保険事業

歳入、歳出決算の状況は、22、23ページに示してあります。

歳入総額は19億1,128万9,000円、歳出総額は19億944万4,000円であります。

被保険者の高齢化やまだ好転しない経済不況により、国保事業の運営はますます厳しさを増しております。今後とも保健事業を充実し健康づくりの推進、検診事業の充実を努め、併せて国保税の収納率の向上に最善を尽くしていただきたいと思っております。

24から27ページには、それぞれ実質収支の推移、被保険者1人当たり、1世帯当たりの保険税負担額の推移、目的別収支の状況、決算調書が示してあります。

滞納繰越額が昨年より234万1,000円の増をみております。

次に、28ページ(2)介護保険事業特別会計に入ります。

歳入総額は14億1,199万3,880円、歳出総額は13億6,033万2,397円であります。

30～33ページには歳入歳出決算状況、基本負担割合、決算調書が示されています。

次に、34ページ(3)簡易水道事業会計に入ります。

収入済額4,701万9,000円、支出済額4,670万2,000円、支出済額4,670万2,000円は、前年度と比較して730万2,000円の増となっております。総務費の増であります。

使用料徴収率は100%です。

35ページには施設概要、36ページには使用料及び徴収状況を示してあります。

次に37ページ(4)住宅新築資金等貸付事業に入ります。

これは償還金の収納会計事業であります。

収入済額は38万3,000円、収入未済額は3億425万6,000円です。未償還額回収には分割納入等の措置も取られ、努力の跡が伺えます。引き続き回収対策を検討され、一層の努力を要望します。

次に、38ページ(5)老人保健会計に入ります。

歳入歳出総額23億6,168万4,000円です。今後も老人医療費の軽減対策として、保健・医療・福祉等関係機関との連携を図り、保健事業による予防対策、高齢者が健康で自立できるよう生きがい対策などの充実を図ることが必要と思われま

す。39ページに歳入歳出決算状況を示してあります。

40ページの審査意見書を読み上げます。

審査意見書

財政運営について

政府の三位一体改革による行財政環境の中であって、自治体は徹底した改革に取り組まなければなりません。国が進める地方分権への対応、多様化する住民ニーズへの対処など、より一層の努力が求められます。

17年度決算審査の中で、経常収支比率は89.4%（前年度88.8%）と厳しい状況となり、財政構造の弾力性を失うおそれがあります。

歳出の内訳は義務的経費41.5%（前年比マイナス0.4%）、投資的経費23.3%（前年比0.4%）その他の経費35.2%（前年同率）となっております。

さらに、今後各施設等の維持管理費が増加することが考えられますので、財政の健全性の確保に留意しながら、住民ニーズ把握に努め、福祉の向上のため、職員一丸となって行財政改革に一層の努力をされるよう要望します。

町税等の徴収について

町税は歳入の根幹をなすものであり、また他の国民健康保険税、介護保険料、住宅新築資金、町営住宅家賃等の収納とも合わせて、収入未済額の解消に努力していただきたいと思

います。それぞれの現場での努力は認められますが、今後も滞納者との緊密な接触を図り、滞納整理に努めていただくとともに負担の公平性及び財源の確保の観点から英知を結集し、さらに効果的な対策を講じられるよう要望します。

また、6ページ⑬その他で申しましたが、町有休地の利活用を推進し、自主財源の確保に努めていただきたいと思

います。42ページ、債務負担行為の状況、43ページには基金の状況が示してあります。

地方自治法第241条第1項により、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理がなされていることを認めました。

まとめといたしまして

平成17年度一般会計並びに各特別会計決算書及び財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況について審査いたしました。

この間、関係各位には懇切丁寧な説明をいただき、感謝しています。

審査の結果は前述しましたとおり、各会計の決算、基金とも計数に誤りはなく、非違な点も見受けられず、良く整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに、財政も健全に運用されて、黒字決算をもって翌年度に引き継ぎ得たことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入で4億4,297万6,000円の減になっております。歳出では公債費などが減少し、普通建設事業費はマイナス9,111万2,000円（前年度対比5.2%減）となり、投資的経費の比率が前年度対比3.5%減になりましたが、各種基金の設立など、執行当局の努力と議会の適正な判断と伺えます。

また、特別会計についても、厳しい財政の状況の中で、黒字決算をなし得たことは評価するところであります。

この上とも英知を結集し、財源の確保に努め、事務改善等により行政の簡素化能率効果を高め、経費の節減を図り、健全な財政確立に努力せられ『ゆとり』と『うるおい』のある『住みたくなる童話の里』のまちづくりを推進されるよう切望し審査意見書のまとめとします。

次に、平成17年度玖珠町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

意見書の1ページから説明をいたします。

第1 審査の対象 平成17年度玖珠町水道事業会計収支決算

第2 審査の期間 平成18年7月10日

第3 審査の場所 監査事務室及び陣ヶ台施設

第4 審査の方法

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び付属書類が、地方公営企業法及びその他関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、会計諸帳簿、証拠書類の照合等必要と認める審査手続を実施したほか、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条「経済性の発揮及び公共の福祉の増進」の主旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、審査を行いました。

第5 審査の結果

審査に付された決算報告書及び財務諸表は関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、会計諸帳簿と証拠書類との照合結果も符合しました。

よって、これら審査に付された書類は、平成17年度の経営成績及び本年度末における財務状態を適正に表示しているものと認めました。

以下、内容について説明をいたします。

1. 予算の執行状況

地方公営企業法第24条及び同施行令17条に規定されている予算の執行状況の内容は、予算の様式順で説明します。

(1) 業務の予定量及び実績について、1ページから2ページに示すとおりで、業務予定量に対し給水戸数3,568戸で、69戸の減、有収水量105万2,380^mで9万7,172^mの減となっています。1日平均で

267m³の減となっております。

2ページに表示してありますように、配水量の減については、各々その年による気象条件によって左右されますが、配管の取り替えや漏水事故の減少も考えられます。

表の下段、有収率については、前年度を3.8%上昇しており、昨年度で終了した第二次拡張工事の完成による結果と思われます。

今後の有収率の向上についてなお一層の努力をお願いします。

次に、平成17年度水道事業決算額調については、意見書の3ページ、5ページに表示してあります。

収益的収支について、事業収益の総額は1億4,737万8,032円です。その内訳では、営業収益で1億4,737万7,578円で、営業収益の主な内訳は、給水収益1億3,560万3,140円と受託工事収益で1,013万9,850円、その他の営業収益163万4,588円となっています。

収益的支出について、水道事業費用の総額は1億5,954万9,630円です。その主な内訳では、原水及び浄水費2,406万9,725円、配水及び給水費が2,482万2,609円、受託工事費1,013万9,850円、総係費3,960万4,369円、減価償却費3,213万6,000円です。

営業外費用では2,425万1,997円で、その内訳は、企業債利息1,932万2,797円、消費税492万9,200円となっています。

また、特別損失では、予算額454万3,000円に対し決算額452万5,080円で、収益的収支については、地方公営企業法施行令第18条1項の規定に沿って、適正な執行がなされています。

次に、6ページ、資本的収入支出に入ります。

資本的収入については、予算額2,000円に対し、決算額0円です。

資本的支出については、予算額2,688万3,000円に対し決算額2,601万9,485円で、その内訳は建設改良費823万9,328円と企業債償還金1,778万157円です。

なお、支出に対し収入不足額は過年度損益勘定留保資金によりまして補てんされます。

経営の概要及び経営分析について申し上げます。

平成17年度水道事業会計決算は、総収益1億4,036万113円、総費用1億5,274万7,633円で、差引1,238万7,520円の損失が出ています。

経営内容については、総収益は前年度と比較して126万2,362円の減で、前年度の伸び率2.8%と比較すれば1.9ポイント低くなっております。

次、8ページです。

営業収益の大部分を占める給水収益は、前年度との比較では53万9,001円の減となっており、対前年度伸び率では0.4%減であります。

営業外収益は前年度と比較して319万7,887円の減で、その要因は主に雑収益の減によるものであります。

一方、費用については1,377万3,563円の増となっており、費用の主な内訳は、営業費用1億2,911

万5,236円、営業外費用1,932万2,797円、特別損失430万9,600円です。

営業費用については、前年度と比較して1,532万8,246円の増、企業債等の支払い利息である営業外費用は、前年度と比較して261万1,768円の減となっております。費用増額の主な要因は、21、22ページの表（5）性質別費用比較表を参照ください。

次に、財政状況につきましては、11ページから13ページに述べております。詳しい内容については27、28ページ別表を参照願います。

次に、15ページから26ページには、それぞれ収益的収支の予算・決算対照比較表、資本的収支の予算・決算対照比較表、水道事業損益計算書、水道事業供給原価費用構成比、性質別費用比較表、経営分析を示してありますので、ご一読ください。

14ページにまとめが記述してありますので、読み上げます。

まとめといたしまして、17年度決算の概要についてそれぞれの項目で意見等を申し述べましたが、決算で示された経営実績は対前年比で事業収益が減となり、事業費用が増となっている。

事業収益の主なる水道料金の増収を図るには、使用水量の増加によるもののみであり、配水管網整備が完了し、区域内未普及地区への管網整備が進めば新規加入申込者の増加に伴い、水道料金の増収が見込めますが、現状においては水道料金の増収となる要素がなく、横ばい状態でありますので、経費の節減に努めていただきたい。

独立採算性が原則の企業会計においては、水道料金を財源としており、これからも企業債借入金の償還に伴い、利息並びに償還額も年々増加し、水道事業会計を圧迫することが予測され、料金改定の見直しも必要かと思われまます。

水道事業関係者は財政状況を的確に把握し、経営努力に努めるとともに、公営企業の本旨である公共の福祉の増進と住民サービスの向上に尽くすことを期待します。

また、水道使用料の未収金の回収についても、景気の低迷から未納が年々増加する中、昨年同様未収金の解消になお努力されていますが、これからも更に努力を続けることを望みます。

以上で終わります。

大変お聞き苦しかったかと思いますが、お詫び申し上げます。

○議長（横山富夫君） これで代表監査委員による監査結果の報告を終わります。

なお、中山監査委員は午後所要のため退席の申し出がありますので、これを許します。

日程第1 議案質疑

○議長（横山富夫君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集4ページをお開きください。

議案第109号、珍珠町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） 10番日隈です。

この条例の理由に、廃棄物の排出抑制と適正処理を推進し、また、循環型社会形成に向けた分別の徹底を図り、快適な生活環境を確保するために条例を制定するものであるとありますが、現在、環境カレンダーに分別の方法等が書かれておりますが、もっと簡単に分別ができるように再利用の促進になるようにゴミ袋等にですね、分別の方法等を提示するお考えはないかお聞きいたします。

今ですね、環境カレンダーに分別方法が第1分別、第2分別と書かれておりますね。それがゴミ袋にですね、直接そういう分別方法等がですね、できないかどうかですね、お聞きします。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 議員さんご指摘の件でございますけど、現在課で、現課で考えておりますことは、ゴミステーションに分別の方法の新しい表示をしたポスターと言いますか、あれは張り出そうと思っております。

それから、今袋にもそういうことができないかということでございますけど、今後検討はしてみたいと思っております。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） 5ページですね、9条の2項（適正包装の推進等）事業者ですね、事業者にどういう形で適正包装等のPRといたしますか、をしていくかお聞きいたします。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） この度の条例の制定の中で、町民の責務、それから事業者の責務、町の責務等謳っておりますけど、適正包装の推進等につきましても、事業者、生産者をお願いとでも言いますか、協力要請はしてまいってそんなふうにしてまいりたいと思っております。

○議長（横山富夫君） 11番佐藤健次郎君。

○11番（佐藤健次郎君） それは気持ちは分かるんです。どのような形でね、ただ文書を作っただけでやるか、いちいち事業所を回るか、事業所を回るというのも難しいですけど、商工会に入っておれば商工会、さらに大きなところはですね、大きな商店は商店、トキハ、そのださんとかマルショク等はですね、どういう形でPR、お願いにするかお聞きします。

○議長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 商工会等も通してお願いしてまいりたいし、各事業所にもお願いしてまいりたいと思っております。

できるだけゴミを出さないようなですね、包装の仕方とか容器、リサイクルできる容器を使用してもらうとか、そういうことで対応してまいりたいとは現在のところ考えております。

○議 長（横山富夫君） ほかにありませんか。

3番松本義臣君。

○3 番（松本義臣君） 関連でございます。第3条、先程言われました（町民の責務）というので2項です。ね、町民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し町の施策に協力しなければならない。

ゴミ袋を見ますとですね、氏名を書く欄が確かあったように思います。これも何年か前から少しずつあったと私も気が付いておったわけですが、こういう条例が出来まして、そして少しずつやっぱりそういった氏名とかいうのもやっぱり書く必要があろうかと思いますが、そういう運動もしていく必要があろうかと思いますが、そういうお考えはありませんか。

○議 長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 今、議員さんをご指摘のゴミ袋に名前を書くということも考えてみましたけど、個人情報等の関係もございまして、今後十分検討をしてみたいと思っております。

○議 長（横山富夫君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第109号の質疑を終わります。

次に、議案集11ページをお開きください。

議案第110号、玖珠町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第110号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページをお開きください。

議案第111号、玖珠町国民健康保険条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） お尋ねします。

実はですね、第108号の専決処分のときにですね、本来、お尋ねをしなければいけないんですが、玖珠町の国民健康保険条例の一部を改正する条例の中で、中程に「10分の2」を「10分の3」に改める。第5条「30万円」を「35万円」に改める、これで個人負担がですね、どういうふうが変わって、この条例の健康保険法の一部改正に伴い条例の一部を改正するというんですけど、これを分かりやすく簡単に説明をお願いしたいというふうに思います。

○議 長（横山富夫君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） これは10分の2を10分の3に改正するという事は、70歳以上の高齢者です。ね、窓口負担、病院の窓口負担に一定以上の収入のある者については、現在の10分の2から10分の3の負担をお願いします。

例えば70歳以上の複数世帯の収入が年間520万円以上の収入者が対象になります。それから70歳以上の単身世帯、単身では383万円以上の収入のある者が率が上がるということになります。

○議 長（横山富夫君） 17番繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 今お聞きしましたらですね、70歳以上単身で383万円以上とおっしゃいました。実は住民税が10倍になったと、先般からですね、今年の税金の改正から、高齢者の税収が大幅に増えた。この問題が全国で大変話題になっています。

ちょっと1、2例を上げますとですね、名古屋市に住むAさんは妻と2人の年金生活、これまでで所得税はゼロで、去年の住民税は2,400円、それが今年は所得税が2万円、一気に8倍、おまけにこれまで減免制度が適用されて月400円だった国民健康保険料も6,000円、こういうふうな事例がもう全国各地で大変多く出ております。

今まで、例えば年金収入が240万円の方、公的年金控除が140万円から120万円に変わりました。僅か20万円だというふうに思われますが、さらにですね、この中で最も大きな影響を与えているのは老年者控除、これが48万円が廃止されました。240万円の収入の人が昨年までに住民税が4,000円だったのが、一気に2万円、こういうふうな事例が珍珠町の中でもですね、かなり出ておるのではないかと思います、そういうふうな部分についてややもすれば町民はね、町が値上げたんだと、非常に説明のこの仕方が難しい部分もあると思いますが、だから町はね、ますます苦しくなってるから税金を上げたんだというふうな誤解をされてる方が圧倒的の多くいるということをご存じかどうか、と同時にそういうふうなときの説明を適切にやってるかどうか。それから、窓口でそういうふうな苦情があったのかどうかというこの3点についてですね、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議 長（横山富夫君） 大塚税務課長。

○税務課長（大塚章雄君） 税の関係でありますので、税務課の方からお答えしたいと思います。

今、議員さん言われましたように高齢者、特に老年者控除48万円、それから年金の控除等税制改正がありまして、今年の住民税並びに国民健康保険税、6月と7月に算定して通知を出しておりますが、電話の問い合わせも、直接本人がみえて「どうしてこういうふうになくなったのか」というような方がかなりありました。

それで、税務課の方では一応本人にご理解いただくような説明は一応して、こういうふうで制度改正、法改正で老年者控除が48万なくなりました、年金控除でこういうふうで所得が何十万増えましたのでこういうふうになりましたというふうにお年寄りには分かっていただけるような説明は窓口にみえた方、また電話の方で一応しております。

2、3どうしても理解、納得できないという方には、お伺いして説明した件数も何件かはあります。

以上です。

○議長（横山富夫君） 17番繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） そういうふうには、大変増税感に、高齢者の方をはじめ、高齢者の方のみならずです、最近の傾向としてこの増税感があります。

東京都の例えば1人の国民健康保険が年間20万円、福岡市で40万円、玖珠で一体いくらだろうかというのはまだ計算はしていませんけれども、この国民健康保険というのはこれはもう世界に類を見ない日本のです、福祉の中の最たるものだったわけですね。ところがこの最たるものだったものが、最近非常にですね、アンバランスが出てきておる。

低収入の方々にとってそれこそが一のときのための国民健康保険が使えない方が圧倒的に多く増えてきている。と同時に玖珠町の国保に対するですね、徴収率を見ますと76%ですかね。この監査報告の中にありますが、国保税の未収1億7,000万円、不納欠損が1,400万円で、17年度の徴収率76%ということは4分の1ですよ。だからうちのようないきなり真面目にきちっと納めようとしているところであっても、なおかつ4分の1がこの未収というふうな非常に厳しい状況に置かれてる。払う人が少なくなるからさらに値上げをしなければいけないという悪循環もですねありますし、国保税については、たまたま町長が県の町村会の会長でありますから、国保についてはもう1回ですね、やっぱり陳情書を国に上げるか何か検討していただいて、本当に平等で誰でも安心して使えるようなですね、国保についてももう1回検討する余地があるのではないかとこのように思います。

最後に、そこらへんを含めまして、町長の方から今後の国保のあり方についてお尋ねをしながら質問を終わらせていただきます。

○議長（横山富夫君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 繁田議員のご質問であります、お説のように現在町村会長をいたしておりますし、また、大分県国保連合会の副会長もしてるということで、国民健康保険の県下市町村の状況等を見ましても、ただ今ご指摘のありましたような大きな課題を抱えてるわけでありまして、

当町におきましても、かつては40%台の国保加入率でありましたものが、退職者を中心に今は54%ぐらいの町民の国保加入率になってきております。

一方で、国保の保険料は全国的な税制改正によりまして大幅に上がってきてると。先程お話のありましたように、高齢者の方ですね、特に年金受給者の負担というのは非常に大きくなってきております。これは一方では国保会計の収支のバランスを取るということ以外に、医療費の抑制ということが一方ではあるわけでありまして、そのへんのバランスを取るのが大変難しいのではないかなというふうに思っております。

もう一方の問題であります滞納の問題でありますけれども、全国的にはおよそ3分の2の徴収率ということでありまして、これもまた例えば国保の資格証明書を出したりして、滞納者には滞納の解消ということに努めてるわけですが、それでもなお国民の国保に対する意識の低下と申しますか、具体的に申しますと、今国保の税金を払ってもいずれ国保会計については国からのですね、あるいは県からの助成そ

ういうものがあるだろうと、少々赤字になってもとというまあ国保に対するひとつの価値観というものが非常に軽視されてきてると、そういうものもあるやに伺っております。

いずれにしても、これは全国市町村に、保険者であります市町村にとって大きな問題でありますので、県レベルでは国保連合会あるいは全国レベルでは6団体等を通じてですね、国保システムの部分的な見直しというものを所管省庁に働きかけていかなければならないというふうに思っております。近々また県の国保連合会の役員会、総会等も開催されますので、そのへんを声を上げていくように、今までもやってきておりますけれども、改めて今回の制度改正に伴ってこういう弊害が出てきているということを訴えていくようにしたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第111号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページをお開きください。

議案第112号、玖珠町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第112号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページをお開きください。

議案第113号、大分県消防補償等組合理約の一部変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第113号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページをお開きください。

議案第114号、平成18年度日出生台演習場関連公共施設整備事業システム食器洗浄機購入契約の締結について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第114号の質疑を終わります。

次に、議案第115号、平成18年度玖珠町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊となっております。

2ページ、第1表 歳入歳出予算補正から15ページ、歳入最後まで質疑ありませんか。

(なし)

○議長(横山富夫君) 次に、16ページから30ページ、歳出最後まで質疑ありませんか。

11番佐藤健次郎君。

○11番(佐藤健次郎君) 16ページの、一般管理費の目の一般管理費の節のですね、3節、職員手当、宿直手当、宿日直手当、これ台風のときの経費ですか。

○議長(横山富夫君) 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長(小幡岳久君) お答えをします。

災害宿日直ということで、1日5時間を超える場合は4,200円の支出をしております。5時間以下の場合には2,100円、半額であります。今回の補正につきましては、大隈地区にあるオイル、舗装事業者のオイル漏れがありましたので、そのときに農林課と建設課、水道課並びに住民課、総務課の方が2日間宿日直態勢を取りましたので、今後予想される台風に備えての補正ということになります。

以上です。

○議長(横山富夫君) ほかに質疑ありませんか。

安達宏彦君。

○15番(安達宏彦君) 6款4目の畜産業費ですが、強い農業づくりの交付金1億5,300万円ありますが、お聞きしますとこれは玖珠町の方じゃなくて、よそからここに入ってくるとそのようなことを聞きますが、そして若い者かという若くもなく、自分の事業を息子に渡して次の事業をここで始めると、後継者のないのかなというような感じがしておりますが、今まで農業もほとんどの補助金が農業認定農家、集団になってきておるわけですが、こういうのがですね、今までずっともうハウスとかそういうのを補助金を出してきて、なかなか今ハウスが建たないとそういうふうな経費がいっぱいあるわけなんです、こういう玖珠町に住んでない、ここに住むのか、ここに居住をするのかそういう点をお聞きしたいと思います。

そしてまた、この補助金について国等の、県等の補助金と思いますが、町として本当に継続ができる事業なのか何なのか、玖珠町における畜産の事業は農協も小松ケ台でやっておりました。玖珠町も万年山で事業をやっておったわけですが、この2つとも止めようとしておる、将来に向けて希望があるのか、畜産はあると言いますがですね、こういう大きな事業をですね、やる後継者がいるのか、この事業に先が見えるのかお聞きしたいと思います。

○議長(横山富夫君) 佐藤農林課長。

○農林課長(佐藤左俊君) お答え申し上げたいと思います。

議員さんご指摘のように、今回、日出生の方に現地農業法人という形で新しく肥育事業を始めようということで、昨年からずっと準備を進めて来ておまして、漸く今年度土地の取得ができて、本格的な事業を開始しようということになったわけです。

この補助金については、当初そのお話を聞きますと、甘木の方にある会社で非常に経営がよろしいということで、補助金については当初は予定をしていなかったというお話を聞いておりました、県との方から、それは町の方にもお話がありまして、せっかく肥育をやっていただけるならば、是非この国の補助金等を活用したらどうでしょうかというお話をしてですね、その話が向こうの方の方と話しが出来て、是非それではこの事業に出していただきたいということから、この事業で今回補正で上げた事業でございます。

ご承知のように肥育の事業については、本来繁殖だけではその地域の畜産振興というのはなされなくて、どうしても肥育というものが一緒になければ中身のチェックもできませんし、その繁殖農家の買い支えもできないわけございまして、町といたしましては、その会社の方の熱意といいますか、そのへんのところを含めまして是非地元の牛を購入したい、飼料等についても地元の農協の飼料を使いたいということから、一生懸命やりたいということで、私どもがこの事業に乗ってきた経過ございまして、先程言われますようにそのやられる方というのが60ちょっと過ぎたぐらいの方でございまして、まだまだ玖珠町で言えば現役の農業者というふうに全体的にそういう立場でありますし、非常に熱意を持っておられる方で、特に町に対してマイナス要因というものはほとんどないわけございまして、私どもとして今回この補正を上げたところでございます。

○議長（横山富夫君） 15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） 地元雇用、60歳、団塊の世代と言われる方だと思いますが、地元雇用は行われてですね、この事業がやっていくのか、それお聞きするとこの方が甘木の方で畜産事業をやってない素人に等しい方と聞いておるわけなんです。その方がやるわけですが、大変生き物でありますし、今までの畜産事業、大型をやっておる方ですね、良い面と悪い面というのが大変あるかと思えます。経験者であれば結構良いんですが、こういう経験のない方がですね、そのへんのやっぱしアドバイスとかそういうバックをきちっとやっぱしやっていかないと、大きなまたそういう何というかですね、企業が進出して来たが、今、玖珠町の中でも多くのそういう企業の空き地が目立っておりますわね、町中でも。そういうやっぱ山の中でもそういうのが目立たないようなご指導をやっていかなければ、1億、今度の補正の約半分はこの予算でありますので、是非そういうものが県が使え、国が使えと言うからこれはやるということじゃないと思えます。そのへんを考えてよきご指導をね、やっていただきたいなと思えます。

○議長（横山富夫君） 17番繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） この問題は、所管のですね、産業建設委員会で詳細についてはお尋ねをしたいというふうに思っておりますが、これだけの多額の補助金、しかも滅多にこういうふうなのが国の方から簡単に出るようなものじゃないというふうに思いますが、畜産で頑張ってるこの玖珠町ですね、そういうふうな例えば補助金があるならば、地元の方にですね、現在畜産をやってる地元の方にこれを契機に増大をすとか、そういうふうな部分については話をしたことがあるかどうか。

それとですね、何人ぐらいでこれをやるつもりなのかというのを、2点についてお尋ねします。

○議長（横山富夫君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 私も、ご承知のように4月からこちらに来たというところから、以前農林課におるときには肥育の施設の肥育農家の育成と申しますか、ウエストファームという会社を1つ設立した経緯がございますし、今現在大型の繁殖農家の方で例えば雌等、雌雄もそうですけれども、例えば市場に出しても評価ができないという人たちが、自分たちで、大型農家が今肥育を始めております。

そういうことから、当然これからも、繁殖と肥育というのは当然増えないと産地になりませんので、これは当然の必然的にもそういうことになると思いますので、徐々にそういう部分については説明は今後していかなきゃならないと思いますし、そのへんのところはですね、ご理解をいただきたいと。

それから、あそこで雇用される人間でございますが、そのへんの私どもとしては先程の質問にもありましたが、地元で進めたいということで、ある私どもの某アパートと申しますか、そこに住居を移されて本格的にこちらに入居されているようでございますし、ただ、肥育が現在680頭ぐらいの計画のようでありまして、大体人間としてはですね、2人から3人ぐらいしか従業員としてはいらぬんですよ。ただ、それに関連するいろんなことは発生すると思いますけど、そう多くの人間は必要としないということでございますので、その点は、私どもとしては地元雇用についてのお願いはしておりますけれども、ちょっとまだその返事はいただいておりますというふうな現状でございます。

○議長（横山富夫君） 3番松本義臣君。

○3番（松本義臣君） 私も建設水道で、産経で詳しくはお聞きしたいと思いますが、600頭と申しますとですね、非常に施設も大きくなりますけれども、施設は多分近代化にはなるとは思います。

それで、一番問題になるのがやっぱり環境問題、地元ですね、環境問題、また、排水、私も畜産をやっておりますけれども、排水関係はですね、やはり方法はいろいろありまして、外に出さないということで努力をしてそれぞれの畜産家がやっておりますが、数も多くなります。そうなりますとそういった排水の対策、そういう地域の環境対策そういったことを地元と十分なるそういった協議ができていますかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（横山富夫君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 先程私が申し上げましたように、この話は、昨年から地元の皆さんとの話をし、地元の皆さんからの理解の上で、土地の関係者が確か60名近くおられたというふう聞いておりますが、そういう地元の皆さんの同意の上でしか、またこういった施設は、まず周辺の今法的な規制はございませんが、周辺の皆さんの同意というのがひとつあります。

それから、排水については、特に規制はございませんが、ご存じかと思いますが、肥育の場合はほとんど畜舎がしっかりとそのへんの管理をされておまして、堆肥のですね、堆肥を置く場所がそのへんの注意さえ払っておけば、そういった汚水というものが流れないようなシステムになっております。そういうことから関係周辺の皆さんの同意ということで、それが取れた段階での事業着手ということになろうかと思っております。

現在、今林地開発の許可を取得中でございまして、これにつきましては、土木事務所ですね、今、駅

館川の上流の走落川という日出生の方の川がございまして、それから砂防河川が上がっておりまして、このへんの林地開発に伴う許可の手段中ということでございまして、その許可が下りなければこの事業も着手できないという状況であります。

○議長（横山富夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第115号の質疑を終わります。

次に、議案第116号、平成18年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、別冊となっております。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第116号の質疑を終わります。

次に、議案第117号、平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 質疑なしと認めます。

議案第117号の質疑を終わります。

おはかりします。

議案第118号から議案第124号までの7議案は、平成17年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、ご承知のとおり決算特別委員会を設置し、付託のうえ審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

最初に議案第118号、平成17年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊でございます。

1ページ、平成17年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書から51ページ、22款町債、歳入最後まで一括して質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 次に、54ページ歳出1款議会費から112ページ、6款農林水産事業費最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 次に、同じく112ページ、7款商工費から168ページ、歳出14款予備費、最後まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 次に、169ページ、実質収支に関する調書から186ページ、基金貸付状況まで質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 次に、議案第119号、平成17年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、別冊の1ページです。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

17番繁田弘司君。

○17番(繁田弘司君) 17年度の歳入歳出の決算は決算特別委員会で行われますが、私は予算の関係上この歳入歳出差引残額3億3,096万458円ということが監査委員報告の中に、監査意見書の中に出されていますが、この3億3,000万もですね、年間82億ですかね年間予算が、72億、78億、80億の中ですね、3億3,000万というふうなその歳入歳出の差引残額が出るということは、いったいどうしてこういうふうなお金が出たのだろうかというのがまず1点疑問ですね。

これは本来なら、大変素晴らしいことやと。町長の基金積立の魂胆があつてのことかも知れませんが、あまりにも魂胆が大き過ぎて、3億3,000万が本当に適切に使われていたのか、もしかしたら予算を組むときの予算にね、予算の組み方に問題があつたのではないかというふうに思いますが、そこらへんについてはどなたかお答えをさせていただきたいというふうに思います。

○議 長(横山富夫君) 小林町長。

○町 長(小林公明君) 町全体の一般会計、特別会計に通じます予算の編成の基本についての問題でございますので、私の方からお答え申し上げたいと思います。

歳計剰余金が3億、2億という数字が大きいということでございますけれども、大体玖珠町においては2億、3億の実質収支を出して来ておりました。これが一般会計総額が80億にもならないのに、3億ということでもありますけれども、実質収支が大きくなる原因に大きく分けて2つ問題があると思います。

1つは歳入、ご指摘のように、予算編成のときの歳入のまず見込みであります。これがなかなか1年後を見込んで、地方税の徴収にしましても、それから交付税にしましてもなかなか見込みを立てるのが非常に難しい時代になってきてまして、1つにはこれが予想よりも多く入った場合があるわけでありませう。それも予算編成の詰の甘さということになるかと思っておりますけれども、その点が1つあります。

それからもう1点は、歳出の削減であります。歳出の削減については、予算は計上したけれども、その事業が事実上できなかった、できなかった場合にはハードの事業は繰越明許等をやっているわけですがけれど

も、ソフトの事業等でその金額よりも下回った支出であったという歳出に問題があることがあります。それから細かいところでは不用額というものが出てまいりまして、例えば事務費につきましても予算に計上しておりますと、大体年間2,000万から3,000万の不用額というのがこれ出てまいります。それぞれ予算配当課で節約をしたり、削減をしたりして不用額というものが出てきますが、これが大体3,000万ぐらいは、決算ベースにならないと分からないんですけれどもあるわけでありまして、そういう原因でですね、最終的に実質収支額が決まるわけでありまして。

今後とも予算の編成時にできるだけ先を見込んで計上していかなければならないというふうに思っているところであります。

もう1点、積立金を配慮してということではありますが、ご案内のように決算剰余金の2分の1は財調積立ということになっておりまして、これまでも財調の財政調整資金の積立てを決算時期にやりながら、当初予算ではその部分を幾分取り崩して、年度間の文字どおり調整に充てるというふうな予算の編成をして来ておりますので、大体財調積立が1億円台の財調積立を、決算積立でありますけれども、これをずっとやってきてるといのが玖珠町の財政運営であります。

以上、答弁になったかどうか分かりませんが、お答え申し上げたいと思います。

○議長（横山富夫君） 17番繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） おっしゃる意味はよく分かりました。

ただですね、かなりの額面です。単純に言えば500万円の道路の舗装、これは20本分ですね。1億ですから。大変町の公共事業がですね、最近厳しい中で、もう少しやっぱり予算を組むときにですね、社会基盤の整備に充てられる部分を、次年度からは是非ですね、検討課題の中の1つに入れてもらいたい。

町長おっしゃいましたように、大体2億から3億うちの町は出してきたと。ということは、もう何年間の経験で分かっているわけですから、来年度はですね、ますます厳しい状況になりますが、一方では公共工事が即景気につながるとかそういうふうなことは思っていないけど、公共工事によってですね、随分助かる業種の人たちも出てくるんじゃないかというふうに思いますから、そういうふうな部分につきましては是非ですね、この財調の部分も考慮に入れながら、少し社会基盤の整備に充てていただきたいというふうに思いますので、是非そこらへんは検討していただきたいと思います。

○議長（横山富夫君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 次に、31ページ、議案第120号、平成17年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（横山富夫君） 次に、45ページ、議案第121号、平成17年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 次に、53ページ、議案第122号、平成17年度玖珠町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 次に、67ページ、議案第123号、平成17年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(横山富夫君) 次に、議案第124号、平成17年度玖珠町水道事業会計決算の認定について、別冊

です。

1ページ、平成17年度玖珠町水道事業決算報告書から31ページ、補填財源経過表まで、一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議 長(横山富夫君) 日程第2、決算特別委員会の設置について議題といたします。

おはかりします。

議会運営委員長から報告がありましたように、平成17年度一般会計並びに各特別会計の決算を審査するため、9名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(横山富夫君) 異議なしと認めます。

よって、議員9名をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

ここで、委員会構成を協議するため暫時休憩します。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の方はこのまましばらくお待ちください。

午前11時29分 休憩

△

午後11時31分 再開

○議 長(横山富夫君) 再開いたします。

これより特別委員会の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

決算特別委員会特別委員に

2 番 清 藤 一 憲 君

4 番 高 田 修 治 君

6 番 湯 浅 至 君

8 番 藤 野 修 二 君

10番 日 隈 久美男 君

12番 後 藤 勲 君

14番 神 田 義 彦 君

16番 片 山 博 雅 君

20番 横 山 富 夫

の9名を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました9名を決算特別委員会特別委員に選任することに決しました。

ただ今設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩をいたします。

委員さんは控室にお集まりください。執行部の方はしばらくお待ちください。

午前11時32分 休憩

△

午後11時39分 再開

○議 長（横山富夫君） 再開します。

ただ今、設置されました決算特別委員会の委員長に、16番片山博雅君、副委員長に4番高田修治君が互選されました。

日程第3 上程議案並びに陳情の委員会付託

○議 長（横山富夫君） 日程第3、これより上程議案並びに陳情の委員会付託を行います。

おはかりします。

議案第109号から議案第124号までの16議案と陳情1件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しています付託表のとおり、それぞれの担当委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第109号から議案第124号の16議案と陳情1件は、付託表のとおりそれぞれの担当委員会に審査の付託をすることに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明7日から10日までは休会、11、12日は一般質問を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横山富夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日7日から10日までは休会、11、12日は一般質問とすることに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時41分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年9月6日

玖珠町議会議長

署名議員

署名議員